

(1) 介護保険料の納め方

65歳以上の人(第1号被保険者)

●老齢(退職)年金などが**年18万円(月額1万5千円)以上**の人…………… **特別徴収**

→ **年金からの天引き**(年6回)により納めていただきます。

天引きの対象となる年金：老齢(退職)年金・障害年金・遺族年金

年度の途中で65歳になった人や市外から転入された人などは年金天引きが始まるまでに、6カ月～1年程度かかります。それまでは普通徴収(納付書や口座振替など)で納めていただきます。

●上記以外の人(老齢福祉年金のみの人を含む)…………… **普通徴収**

→ 毎年6月～3月の10期に分けて、納付書や口座振替などで納めていただきます。

●安心・便利で確実な口座振替をおすすめします。

〈手続きに必要なもの〉

・納入通知書 ・口座の通帳 ・口座届出印

口座のある金融機関、ゆうちょ銀行(郵便局)の窓口でお申し込みください。

40歳～64歳の人(第2号被保険者)

→医療保険の保険料の中に含まれます。



年金からの天引きではなく、納付書や口座振替での納付に変更できますか？

年金の種類・受給額によって上記の方法で納めることが法律で決められているため、介護保険料の納め方を選択することはできません。

(2) 介護保険料を納めないでいると…

災害などの特別な理由がないにもかかわらず、保険料を納期限までに納めないときは、北九州市介護保険条例に定める延滞金を加算されるほか、滞納処分(財産差押え等)を受けることがあります。また、滞納期間に応じて、介護(予防)サービスに対する保険給付が制限されることがあります。

**1年以上
滞納すると**

支払方法変更【償還払い化】

介護(予防)サービス費用をサービス事業者に一旦全額支払い、後日、住所地の区役所窓口で、立て替え払いをしていた費用(利用者負担割合を除く費用)を請求し、払い戻しを受けることとなります。なお、払い戻しには約2カ月かかります。

**1年6カ月以上
滞納すると**

一時差し止め

償還払い(上記)の申請があった介護(予防)サービス費用の払い戻しが差し止められます。それでも、なお保険料を納めないでいると、支払いを差し止めていた金額を滞納保険料に充てることとなります。

**2年以上
滞納すると**

給付額減額等

介護(予防)サービス費用の利用者負担割合が3割(通常の利用者負担割合が3割の人は4割)に引き上げられます。また、高額介護(予防)サービス費の支給および食費・居住費(滞在費)の負担軽減制度が受けられなくなります。これらの措置の期間は、時効になった保険料額等に応じて決まります。

(3) 65歳以上の人(第1号被保険者)の介護保険料

65歳以上の人(第1号被保険者)の保険料は、基準額6,540円(月額)をもとに所得などに応じて分かれています。負担能力に応じたきめ細やかな保険料の負担段階となるよう、全体で13段階となっています。

年間介護保険料額(令和3年度)

保険料段階	対象範囲			保険料率	年間保険料額(月額)	
第1段階	生活保護受給者等 ^(※1) 老齢福祉年金受給者で市民税世帯非課税の人			基準額 ×0.3	23,540円 (約1,970円)	
第2段階	本人が市民税非課税	世帯全員が 市民税 非課税	本人の前年の 「課税年金収入額(ア)」 +「合計所得金額(イ)」 -「公的年金等に係る雑所得(ウ)」 ^(※2) で算出した額が右記に該当する	80万円以下	基準額 ×0.45	35,310円 (約2,950円)
第3段階				80万円超 120万円以下	基準額 ×0.7	54,930円 (約4,580円)
第4段階				80万円以下	基準額 ×0.9	70,630円 (約5,890円)
第5段階	本人が市民税課税	世帯の中に 市民税課税 の人がいる	本人の前年の 「合計所得金額(エ)」が右記に該当する	80万円超	基準額	78,480円 (6,540円)
第6段階				80万円未満	基準額 ×1.1	86,320円 (約7,200円)
第7段階				80万円以上 120万円未満	基準額 ×1.15	90,250円 (約7,530円)
第8段階				120万円以上 160万円未満	基準額 ×1.2	94,170円 (約7,850円)
第9段階				160万円以上 210万円未満	基準額 ×1.25	98,100円 (約8,180円)
第10段階				210万円以上 320万円未満	基準額 ×1.5	117,720円 (9,810円)
第11段階				320万円以上 400万円未満	基準額 ×1.8	141,260円 (約11,780円)
第12段階				400万円以上 600万円未満	基準額 ×2.05	160,880円 (約13,410円)
第13段階	600万円以上	基準額 ×2.15	168,730円 (約14,070円)			

※1 中国残留邦人等に対する支援給付、生活に困窮する外国人に対する保護を受けている人を含みます。
 ※2 「合計所得金額(イ)」-「公的年金等に係る雑所得(ウ)」の額がマイナスの場合、0円とみなします。
 (ア) 国民年金・厚生年金等(障害年金、遺族年金は除く)の公的年金等控除前の総支払額をいいます。
 (イ) 介護保険法施行令第39条第1項第1号ハ、第2号イ及び第4号イに規定する合計所得金額をいいます。
 (ウ) 所得税法第35条第2項第1号に規定される額をいいます。
 (エ) 本市介護保険条例第10条第1項第6号～第12号のアに規定する合計所得金額をいいます。


●65歳になった人は誕生日の前日で保険料を算定

65歳になった日(65歳の誕生日の前日)の月の分から、保険料を納めていただきます。

〈例〉 ・7月1日生まれの人:6月分から ・7月2日生まれの人:7月分から

(4) 介護保険料の負担を軽くする制度

保険料の段階が第2段階又は第3段階の人のうち、保険料の支払いが困難で次の要件全てに該当する人は申請により保険料を軽減します。

対象要件(概略)		軽減の内容
収入	前年の世帯全員の収入が一定の基準額以下であること。 ●1人世帯で年96万円以下、2人世帯で年144万円以下など。 ●家賃負担がある場合は、負担額(限度額あり)を加算します。	<ul style="list-style-type: none"> ●第2段階保険料額(年額:35,310円) ●第3段階保険料額(年額:54,930円)  <ul style="list-style-type: none"> ●第1段階保険料相当額(23,540円)
資産	居住用以外の土地や家を世帯全員が持っていないこと。 (ただし、居住用のものは、固定資産の評価額が2,400万円未満であること。)	
	世帯全員の預貯金等の合計額が、 350万円以下 であること。	
扶養	他の世帯の人から扶養されていないこと。 (医療保険の被扶養者となっていないことなど)	

上記の保険料軽減制度以外にも保険料の負担を軽くする制度があります。

- 災害や主たる生計維持者の死亡、失業など特別な理由で、保険料の支払いが困難な人には、保険料を減免したり猶予したりする制度があります。
- 決められた保険料(第2段階～第13段階のいずれか)や利用料を支払うと、著しく日常生活が困窮するような場合(境界層該当)には、負担を軽くする制度があります。

お問い合わせ
お申し込み

お住まいの区の区役所保健福祉課介護保険担当へ(P36参照)



介護保険料は、 どうやって決まるの？

65歳以上の人（第1号被保険者）の介護保険料は、3年ごとに、その期間に必要な介護保険の給付費（サービスにかかる費用）を見込み、そのうち第1号被保険者が負担する費用を算出して決めています。令和3年度からの基準額（月額）は、6,540円となっています。

令和3年度からの介護保険料設定のポイント

1. きめ細やかな保険料段階

できる限りそれぞれの負担能力に応じた保険料となるよう全体で13段階の保険料段階としています。

前回からの変更点

<国の基準（標準段階）の見直しに合わせた変更>

第9段階、第10段階、第11段階の保険料段階の境目となる基準所得金額を変更しました。

<負担能力に応じた多段階化>

保険料段階を新たに1つ追加（第6段階）し、全体で13段階としました。

2. 保険料の上昇抑制の取り組み

「北九州市介護給付準備基金」の活用を見込むことで、介護保険料の上昇をできる限り抑えています。

3. 公費による低所得者の保険料軽減

消費税による公費を投入することで、第1段階～第3段階の保険料を軽減しています。

